

選手不足による大会参加の特別措置（合同チーム）について

(1) 選手数不足の合同チームでの大会参加について

- ① 原則として選手数が不足している(10人以下)2チーム以上の合同チームでの大会参加を認める。(全国大会、連盟主催大会および支部予選を含む)
- ② 関係チーム間の距離は問わないが、同一支部内のチーム同士に限定する。
- ③ 適当な相手チームがないなどの理由で、合同チームが組めない選手数不足チームには、下記のルールを適用することも可能とする。

*母体となる選手数不足チームは、最低6名は在籍しているものとし、そのチームは他チームから選手を借り入れることが出来る。ただし、借り入れた後の当該チームの選手数は11名を超えないこととする。

(例:6名の場合⇒最大5名借入可能。7名の場合⇒最大4名借入可能
8名の場合⇒最大3名借入可能。9名の場合⇒最大2名借入可能)

- ④ 合同チームの組合せは、当該大会(春季全国大会、選手権大会、連盟主催大会)ごとに所属支部に届け出て、承認を得ることとする。

(2) 大会参加について

- ① 大会参加申込みは、合同チームが関係する全てのチーム代表の承認印を必要とする。
- ② ベンチ入りするチーム代表(チーム責任者)、監督、コーチ、マネージャーは関係するチーム代表の協議で選任し、所属支部に登録する。
また、試合当日関係するチーム代表(チーム責任者)が必ず選手を引率することとし、ベンチ入りできないチーム代表(チーム責任者)もスタンド等で観戦、常に待機すること。
- ③ 大会参加の名称は関係チームで協議し、「合同チームの連名」+「ボーイズ」とする。

(3) ユニフォームなど

次の用具(帽子、ユニフォーム上下、アンダーシャツ、ストッキング、打者用ヘルメットなど)については、特に合同チーム間で統一する必要はないが、全国大会に出場する場合は、ユニフォーム上下のみ統一することが望ましい。

上記以外に生じるケースや問題については、当該支部およびブロックがその都度協議して判断する。